

第6次総合計画

第1章 まちの未来像
本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を、次のとおり掲げます。
光・緑・人 輝くとよかわ
光
「光」は、生命(いのち)を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。
緑
「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。
人
「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。
輝くとよかわ
恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む「輝くとよかわ」をめざします。

第7次総合計画（素案）

第2回総合計画審議会時	修正案
第1章 まちの未来像	第1章 まちの未来像
本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を、次のとおり掲げます。	本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を、次のとおり掲げます。
光・緑・人 輝くとよかわ	光・緑・人 輝くとよかわ
光	光
「光」は、生命(いのち)を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。	「光」は、生命(いのち)を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。
緑	緑
「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。	「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。
人	人
「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。	「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。
輝くとよかわ	輝くとよかわ
恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む「輝くとよかわ」をめざします。	恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む「輝くとよかわ」をめざします。

第6次総合計画

基本構想 第2章 土地利用構想
第2章 土地利用構想
◆ 基本的な考え方
まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を発揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。
◆ 地域ごとの方向性
(1) 市街地を中心とする地域 行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。
(2) 自然環境等が広がる地域 恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。

第7次総合計画（素案）

第2回総合計画審議会時	修正案
第2章 土地利用構想	第2章 土地利用構想
現段階では変更なし	現段階では変更なし
◆ 基本的な考え方	◆ 基本的な考え方
まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を発揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。	まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を発揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。
◆ 地域ごとの方向性	◆ 地域ごとの方向性
(1) 市街地を中心とする地域 行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。	(1) 市街地を中心とする地域 行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。
(2) 自然環境等が広がる地域 恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。	(2) 自然環境等が広がる地域 恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。



第6次総合計画

基本構想 第3章 まちづくりの基本方針
第3章 まちづくりの基本方針
まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応と、行政運営の進むべき方向性を、4つの基本方針として設定し、あらゆる行政分野のまちづくりを総合的に進めていきます。
基本方針1 「定住・交流施策を進めます」
本市の持続的な発展を支えるため、これまでに築かれたまちの住みやすさと豊川ならではの魅力を高め、多くの人に選ばれ、住んでもらい、訪れてもらうことが重要です。 少子高齢化への的確な対応や人口減少の抑制を図る定住施策と、来訪者を増やして地域の活力の増進を図る交流施策を進めることで、まちづくりの効果を高めます。
基本方針2 「シティセールスを進めます」
多くの人に住んでもらい、訪れてもらうため、豊川ブランドを確立するとともに、魅力ある地域資源のみならず、市民の健やかな暮らしを支えるあらゆる行政分野の取組みについても、市内外にしっかりと伝えることが重要です。 市民とともにオール豊川でまちの様々な魅力や取組みを全国発信するシティセールスを進めることで、まちづくりの効果を高めます。
基本方針3 「市民協働を進めます」
多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や事業者などの発想と想像力を生かした公共サービスが求められており、市民や事業者などと行政が互いのよいところを持ち寄って、一緒にまちづくりを進める市民協働が重要です。 地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、事業所と行政が、互いの役割と責任を明確にして連携する市民協働を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

第7次総合計画（素案）

第2回総合計画審議会時	修正案
第3章 まちづくりの基本方針	第3章 まちづくりの基本方針
まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応として、行政分野を横断してあらゆる施策の基礎となる基本方針を設定し、まちづくりを総合的に進めます。	まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応として、行政分野を横断してあらゆる施策の基礎となる基本方針を設定し、まちづくりを総合的に進めます。
基本方針1 「人口増施策を進めます」	基本方針1 「人口増施策を進めます」
市民の暮らしや本市の持続的な発展を支えるためには、これまでに築かれたまちの住みやすさを高め、多くの人に選ばれ、住んでもらえるようなまちづくりが重要です。 出生率向上や移住・定住につながる、人口減少の抑制に資する人口増施策の立案・実施を進めます。	市民の暮らしやすさを支える生活基盤や行政サービスを維持していくためには、人口減少を抑制し、自治体としての人口規模を保つ取組が重要です。 多くの人に住み続けたい、住んでみたいと思われるような定住・移住促進の取組に加え、子どもを生み育てやすい環境づくりに力を入れるなど、人口増施策を進めることで、すべての市民が安心して暮らし続けられるようなまちづくりに取り組みます。
基本方針2 「シティプロモーションを進めます」	基本方針2 「シティプロモーションを進めます」
多くの人に訪れてもらい、市との接点を持ち続けてもらうため、地域資源の魅力の磨き上げやまちの価値の発掘などをを行い、市民の活躍や住みよさを市内外へ積極的かつ効果的に情報発信することが重要です。 豊川市としてのブランド力の向上につながる施策の立案・実施を進めるとともに、効果的な情報発信に取り組みます。	多くの人に住んでもらい、訪れてもらうためには、まちの魅力を伝えたり、まちの魅力そのものを発見し、高めたりするような取組が重要です。 魅力ある地域資源のみならず、あらゆる行政分野の施策に関する魅力発信や、市との接点を持ち続けてもらう関係人口の創出、本市のブランドとなる地域資源の発掘、磨き上げなどについて、市民とともにオール豊川で取り組むシティプロモーションを進めることで、市内外の人に本市への愛着を感じてもらえるよう取り組みます。
基本方針3 「多様な主体との連携を進めます」	基本方針3 「多様な主体との協働・連携を進めます」
多様化する市民ニーズに的確に対応しながら公共サービスを持続させていくためには、行政だけではない、多様な主体の発想、活力を生かした取組が重要です。 地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、大学、企業などと連携した形での施策の立案・実施を進めます。	いっそう多様化する市民ニーズや社会課題に対応するためには、行政だけではない多様な主体の発想や経験、活力を生かせるような関係づくりが重要です。 市民や町内会、市民活動団体などと手を取り合ったり、企業や大学などの協力を得たりする協働・連携を進めることで、力強さと創造性に富んだまちづくりに取り組みます。

<p>基本方針4 「行政経営改革を進めます」</p> <p>平成の合併効果を受け継ぎ、市民とともに行政資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくため、経営的な視点に立って、効率的で効果的な行政運営をさらに進めることが重要です。</p> <p>市民との協働と、それに必要な情報共有に努めるとともに、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行政経営改革を進めるなどで、まちづくりをしっかりと支えます。</p>	<p>基本方針4 「持続可能なまちづくりを進めます」</p> <p>持続可能な社会の実現のためには、激しく変化する社会動向をとらえた新しい事業の立案や既存事業の見直しなどにより、バランスのとれた取組を進めすることが重要です。</p> <p>グリーントランスマネージメント（GX）の推進による脱炭素社会の実現や、ウェルビーイング（地域幸福度）に基づく暮らしやすさの向上などにより持続可能な地域づくりに取り組むとともに、行政経営改革やファシリティ・マネジメント（FM）、デジタル・トランスマネージメント（DX）を推進し、行政サービスの安定化に取り組みます。</p>	<p>基本方針4 「持続可能なまちづくりを進めます」</p> <p>持続可能な社会の実現のためには、激しく変化する社会動向をとらえた新しい事業の立案や既存事業の見直しなどにより、バランスのとれた取組を進めることが重要です。</p> <p>温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立を目指すグリーントランスマネージメント（GX）の推進や、心身だけでなく社会的にも満たされた状態であるウェルビーイング（地域幸福度）を踏まえた暮らしやすさの向上などにより、持続可能な地域づくりに取り組みます。また、行政運営に経営的な視点を加えた行政経営改革や、行政経営において施設とその環境を総合的に企画・管理・活用するファシリティ・マネジメント（FM）、情報通信技術（ICT）により市民生活をより良い方向に変化させるデジタル・トランスマネージメント（DX）の推進により、行政運営の効率化と行政サービスの安定化に取り組みます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6次総合計画

基本構想 第4章 まちづくりの目標
第4章 まちづくりの目標
まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの未来像の実現をめざす総合的なまちづくりを展開するため、6つの目標と政策分野を設定します。
目標1 「安全で快適な生活環境が整っているまち」
【安全・安心】(政策1)
市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努めることが必要です。
発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に取り組みます。また、上下水道の整備や身のまわりの衛生、生活環境の保全に取り組みます。

第7次総合計画（素案）

第2回総合計画審議会時	修正案
第4章 まちづくりの目標	第4章 まちづくりの目標と施策の骨組み
まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの未来像の実現をめざす総合的なまちづくりを展開するため、7つの目標と政策分野を設定します。	まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの未来像の実現をめざす総合的なまちづくりを展開するため、7つの目標と政策分野を設定するとともに、施策の骨組みを明らかにすることで、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。
目標1 「安全で快適な生活環境が整っているまち」	目標1 「安全で快適な生活環境が整っているまち」
【安全・安心】(政策1)	【安全・安心】(政策1)
市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努めることが必要です。	「安全で快適な生活環境が整っているまち」を実現するためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努めることが必要です。
発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に取り組みます。また、上下水道の整備や身のまわりの衛生、生活環境の保全に取り組みます。	<p>①交通安全対策の強化 「交通事故が減少し、交通事故による死傷者数が少ない安全なまち」をめざします。</p> <p>②防犯対策の強化 「犯罪が起きにくく、市民が安心して暮らしているまち」をめざします。</p> <p>③防災対策の強化 「被害を最小限に抑えるために、行政と市民が協働して、不意の災害に備えているまち」をめざします。</p> <p>④消防・救急体制の充実 「消防・救急体制が充実し、市民の生命と暮らしが守られているまち」をめざします。</p> <p>⑤環境保全と生活衛生の向上 「環境にやさしい活動が推進されるとともに、自然環境や生活環境が保全され、市民が快適に暮らしているまち」をめざします。</p> <p>⑥ごみの適正処理の推進 「ごみの減量と資源化が進み、適正で持続可能なごみ処理が行われているまち」をめざします。</p> <p>⑦生活排水対策の推進 「生活排水が適正に処理され、河川などの水環境が保全されているまち」をめざします。</p> <p>⑧水道水の安定供給 「安全でおいしい水が、安定して供給されているまち」をめざします。</p>



目標2 「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」 【健康・福祉】(政策2)
<p>市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、子育てしやすい環境の整備と、高齢者や障害のある人をはじめすべての人に対する福祉の充実が必要です。</p> <p>市民の健康を守る保健や地域医療体制と、子育て支援や高齢者支援、障害者福祉などの各種事業の充実に取り組みます。</p>

目標2 「子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち」 【子ども・若者】(政策2)
<p>子どもや若者の将来にわたる幸せな暮らしを支えるためには、子ども・子育てにやさしい社会づくりと、子どもや若者の健やかな成長や、進学、就職、結婚等の人生の転機における支援の充実が必要です。</p> <p>安心して子どもを生み育てることができるよう子育て支援の充実を図るとともに、青少年の健全育成、若者の支援に取り組みます。</p>
目標3 「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」 【健康・福祉】(政策3)
<p>市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、子育てしやすい環境の整備と、高齢者や障害のある人をはじめ、世代やその分野を問わないすべての人に対する重層的な支援に基づく地域共生社会の実現が必要です。</p> <p>市民の健康を守る保健や地域医療体制と、子育て支援や高齢者福祉や障害者福祉、地域福祉などの各種事業の充実に取り組みます。</p>
目標2 「子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち」 【子ども・若者】(政策2)
<p>「子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち」を実現するためには、子どもや子育て中の保護者にとってやさしい社会づくりと、子どもや若者の健やかな成長や、進学、就職、結婚などを支える環境の整備が必要です。</p>
①子育て支援の充実
<p>「安心して子どもを生み育てやすい環境が整っているまち」をめざします。</p>
②青少年健全育成の推進
<p>「青少年が地域の中で、様々な体験や世代間交流を通じて生き生きと成長しているまち」をめざします。</p>
③若者支援の推進
<p>「若者が地域で活躍できる環境が整っているまち」をめざします。</p>
目標3 「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」 【健康・福祉】(政策3)
<p>「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」を実現するためには、市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、高齢者や障害のある人をはじめ、世代やその分野を問わないすべての人に対する重層的な支援などにより、安心して幸せに暮らすことができる地域共生社会の実現を目指す取組が必要です。</p>
①健康づくりの推進
<p>「市民自らが積極的に健康管理を行い、誰もが元気よく、生き生きと暮らしているまち」をめざします。</p>
②地域医療体制の充実
<p>「地域で完結する医療の提供と医療の質の向上により、市民がいつでも安心して適切な医療が受けられるまち」をめざします。</p>
③高齢者福祉の推進
<p>「高齢者が自立し、生きがいのある生活を送っているまち」をめざします。</p>
④障害者福祉の推進
<p>「障害のある市民が地域や家庭で自立し、充実した生活を営んでいるまち」をめざします。</p>
⑤地域福祉の推進
<p>「様々な生活課題を抱える市民が、必要な支援を受けながら、自立した生活を送っているまち」をめざします。</p>

第6次総合計画

目標3 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」

【建設・整備】(政策3)

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、海、河川環境など緑や憩いの空間の充実に取り組みます。また、道路や橋、公園などを適切に維持管理します。

第7次総合計画（素案）

目標4 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」

【建設・整備】(政策4)

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、海、河川環境など緑や憩いの空間の充実に取り組みます。また、道路や橋、公園などを適切に維持管理します。

目標4 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」

【建設・整備】(政策4)

「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」を実現するためには、ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積や連携、地域資源の利活用を推進し、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

①住環境の整備

「良好な住環境が整備され、快適な住宅市街地が形成されているまち」をめざします。

②コンパクトシティの推進

「多くの人が住み、行き来しやすい機能的な市街地が形成されているまち」をめざします。

③道路交通網の充実

「道路交通の円滑化が図られ、安心して通行できる道路環境が整備されているまち」をめざします。

④緑や憩いの空間の充実

「公園、緑地、水辺の空間が、人にやさしく、誰からも愛される緑豊かな憩いの場となっているまち」をめざします。

目標4 「あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち」

【教育・文化】(政策4)

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境と働きかけが必要です。

児童生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、青少年の健全育成に取り組みます。また、市民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの多種多様な意欲をより高めるため、環境を整備するとともに、活動機会を提供します。

目標5 「あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち」

【教育・文化】(政策5)

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境と働きかけが必要です。

児童・生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、青少年の健全育成に取り組みます。また、市民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの多種多様な意欲をより高めるための環境を整備するとともに、活動機会を提供します。

目標5 「あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち」

【教育・文化】(政策5)

「あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち」を実現するためには、次代を担う子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる働きかけと、文化芸術・スポーツ活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

①学校教育環境の充実

「児童・生徒が安全で安心できる教育環境の中で、確かな学力を身につけ、豊かな心を育んでいるまち」をめざします。

②生涯学習の推進

「多くの市民が生涯学習に親しみ、生きがいをもって暮らしているまち」をめざします。

③スポーツの振興

「多くの市民がスポーツを楽しみ、健康的で活力ある生活を送っているまち」をめざします。

④文化芸術の振興

「文化芸術が身边にあふれ、市民が生き生きと心豊かに暮らしているまち」をめざします。



第6次総合計画

目標5 「魅力と活力があふれているまち」

【産業・雇用】(政策5)

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人をひきつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、新産業の誘致や育成、起業・創業の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興と、中心市街地などの商店街の活性化や雇用の安定と勤労者支援の充実に取り組みます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に取り組みます。

第7次総合計画（素案）

目標6 「魅力と活力があふれているまち」

【産業・雇用】(政策6)

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人をひきつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、新産業の誘致や育成、起業・創業の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興と、中心市街地などの商店街の活性化や雇用の安定と勤労者支援の充実に取り組みます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に取り組みます。

目標6 「魅力と活力があふれているまち」

【産業・雇用】(政策6)

「魅力と活力があふれているまち」を実現するためには、雇用と市民生活の基盤となる地域経済を支える農業、工業、商業や、市民とともに作り上げてきた観光資源を生かした地域の魅力と活力の向上が必要です。

①農業の振興

「効率的かつ安定的な農業経営により、魅力とやりがいのある農業が育っているまち」をめざします。

②工業の振興

「工業事業所が増え、働く場所が確保されているまち」をめざします。

③商業の振興

「魅力ある商売が盛んで、みんなが出かけ、にぎわいにあふれているまち」をめざします。

④雇用の安定と勤労者支援の充実

「安定した雇用が確保され、勤労者の生活が充実しているまち」をめざします。

⑤中心市街地の活性化

「中心市街地が都市核としての特性を發揮し、にぎわいにあふれているまち」をめざします。

⑥観光の振興

「おもてなし盛んで、交流が生まれ活気にあふれているまち」をめざします。



第6次総合計画

目標6 「地域と行政がしっかりと支えているまち」

【地域・行政】(政策6)

地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いを尊重し助けあう地域づくりや堅実で開かれた行財政運営を進めが必要です。

すべての政策分野にわたって支えとなる地域のコミュニティ活動や市民活動、男女共同参画や人権啓発、多文化共生をさらに推進します。また、開かれた市政、公共施設の適正配置や長寿命化、健全で持続可能な行財政運営や行政サービスの向上、東三河地域における一体的な広域連携に取り組みます。

第7次総合計画（素案）

目標7 「地域と行政がしっかりと支えているまち」

【地域・行政】(政策7)

地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いに尊重し助けあう地域づくりや堅実な行財政運営を進めが必要です。

すべての政策分野にわたって支えとなる地域のコミュニティ活動や市民活動、男女共同参画や人権尊重、多文化共生をさらに推進します。また、情報発信や広聴、公共施設の適正配置や長寿命化、健全で持続可能な行財政運営や行政サービスの向上、東三河地域における一体的な広域連携に取り組みます。

目標7 「地域と行政がしっかりと支えているまち」

【地域・行政】(政策7)

「地域と行政がしっかりと支えているまち」を実現するためには、地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いに助けあう地域づくりや堅実な行財政運営、良質な行政サービスの提供に取り組むことが必要です。

①コミュニティ活動・市民活動の推進

「市民自らの発想や想像力を生かしたコミュニティ活動や市民活動が活発に行われているまち」をめざします。

②男女共同参画の推進

「男女が協力して、個性と能力を發揮し活躍しているまち」をめざします。

③人権尊重の推進

「人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営んでいるまち」をめざします。

④多文化共生の推進

「日本人市民と外国人市民の相互理解が深まり、異なる文化を持つ人々が共生しているまち」をめざします。

⑤情報発信と広聴の推進

「市民と行政が情報を共有し、市民が市政に参加しているまち」をめざします。

⑥公共施設の適正配置と長寿命化の推進

「公共施設が新たな価値を創出し、多くの人に安心して利用されているまち」をめざします。

⑦自治体DXの推進

「情報通信技術の活用により、行政手続きの負担が軽減されているまち」をめざします。

⑧持続可能な行財政運営の推進

「効率的で効果的な行財政運営がなされ、良質な行政サービスが利用されているまち」をめざします。



第6次総合計画

基本構想 第5章 施策の骨組み
第5章 施策の骨組み
まちづくりの6つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。
政策1【安全・安心】
(目標: 安全で快適な生活環境が整っているまち)
① 交通安全対策の強化 ② 防犯対策の強化 ③ 防災対策の推進 ④ 消防・救急体制の充実 ⑤ 環境保全と生活衛生の向上 ⑥ ごみの適正処理の推進 ⑦ 生活排水対策の推進 ⑧ 水道水の安定供給
(以下略)

第7次総合計画(素案)

第2回総合計画審議会時	修正案
第5章 施策の骨組み	
まちづくりの <u>7</u> つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。	
政策1【安全・安心】	
(目標: 安全で快適な生活環境が整っているまち)	
① 交通安全対策の強化 ② 防犯対策の強化 ③ 防災対策の <u>強化</u> ④ 消防・救急体制の充実 ⑤ 環境保全と生活衛生の向上 ⑥ ごみの適正処理の推進 ⑦ 生活排水対策の推進 ⑧ 水道水の安定供給	
政策2【子ども・若者】 《新設》	
(目標: 子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち)	
① 子育て支援の充実 《現・政策2施策3を拡充》 ② 青少年健全育成の推進 《現・政策4施策2》 ③ 若者支援の推進 《新規》	
(以下略)	

※施策の骨組みのイメージ図を掲載します。

